



栃木市農業委員会告示第20号

下記の者に対する送達すべき書類が、送達対象法人
が閉鎖、清算の終了等により送達できないので、行政手
続法第15条第4項の規定により告示する。

なお、当該書類は、栃木市農業委員会事務局に保
管してあるので、申出があるときは交付する。

令和8年8月24日

栃木市農業委員会会長 若色 昭松



記

勸告対象者	送達すべき書類
株式会社あらむや	勸告書